

～国民健康保険税のための申告について～

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得に応じて計算し、課税されます。国民健康保険に加入していて、所得税の確定申告や市・県民税の申告をされていない等で市役所で所得がわからない人、所得がなかった人、または遺族年金等の課税対象とならない収入のみの人は申告が必要となります。

5月下旬頃に送付する「令和4年度 国民健康保険税申告書」が届いた人は、令和3年中(1月から12月まで)の収入・所得を記入して保険年金課まで必ずご返送ください。

※前年中の世帯の所得金額が一定基準以下の場合には、国民健康保険税の均等割額・平等割額を軽減する制度があります。
(所得の申告があれば軽減のための手続は必要ありません。)

～国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)について～

国民健康保険税の納付がすでに特別徴収となっている世帯については、4月以降も年金受給日に合わせて、引き続き天引きとなります。本年度から新たに特別徴収となる世帯については、7月頃納付書発送前にご案内をお送りし、10月から天引き開始となります。

特別徴収の対象となる世帯

- 世帯主が国民健康保険に加入している世帯で、次の①～③をすべて満たす世帯です。
- ①世帯主をはじめ、世帯の国民健康保険加入者全員が、65歳以上75歳未満であること。
 - ②世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること。
 - ③国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1以下の金額であること。

- ※世帯主以外の方の年金からは、特別徴収は行いません。
- ※世帯主が年度内に75歳に到達する場合は特別徴収対象外です。
- ※年度途中で税額変更があった場合など、特別徴収に加えて普通徴収でも納付いただく場合があります。

【納期】 ●すでに特別徴収となっている世帯

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		
前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険税を納めます。			前年の所得が確定した後は、年間保険税から仮徴収分を差し引いた残りを3回に分けて納めます。		

- 本年度から新たに特別徴収に該当する世帯
年間保険税の1～3期分を普通徴収で、10月から特別徴収(本徴収)で納めます。
※国民健康保険税を納付書で納付もしくは口座振替で納付する方法を「普通徴収」といいます。

～未就学児の均等割保険税が軽減されます～

令和4年度から、未就学児(=小学校入学前の子ども)の国民健康保険税については、半額に軽減されます。

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分
均等割	1人当たり 27,200円 → 13,600円	1人当たり 9,200円 → 4,600円

※2割・5割・7割軽減が適用されている人は軽減後の金額から半額となります。

～保険税の納税相談について～

保険税を期限までに納められない世帯につきましては、分割でのご納付の相談等を受けています。窓口での混雑を避けるため、お越しいただけない場合はお電話での相談も可能です。放置せず、必ずご相談をお願いします。



課税内容・納税相談のお問い合わせ…保険年金課保険税係 ☎0743-53-1646

国民健康保険だより

発行 / 大和郡山市保険年金課 令和4年4月15日

～国民健康保険に加入されているみなさまへ～

新年度の保険証(国民健康保険被保険者証)をご確認ください



3月中旬～下旬にかけて、世帯主宛てに世帯全員分の保険証を簡易書留でお送りしています。

- ※期限の切れた保険証は各家庭で処分をお願いします。
- ※2月中旬以降に新たに加入された世帯員がいる場合は既に加入されている世帯員分とは別便で郵送になる場合がございます。
- ※2月中旬以降に国民健康保険をやめられた世帯員の保険証も同封している場合がございます。使用することはできません。処分をお願いします。

保険証及び高齢受給者証のカードケースが必要な人にはお配りしています。市役所の保険年金課給付係(102番窓口)または各支所等までお越しください。

下記に該当する人は 保険年金課給付係(☎0743-53-1643)までお問い合わせください。

- ・職場の健康保険に加入しているのに保険証が届いた
- ・まだ保険証を受け取れていない、不在票が見当たらない
- ・印字内容に誤りがある(旧性の印字・転居前の住所の印字など)

令和4年度から有効期限が変わります。詳細は中面をご確認ください。

ご世帯の中で国保資格に変更がある場合は14日以内に手続きを!



4月は就職や入学転出・転居など異動の多いシーズンです。忘れずにお手続きください。

70歳以上の人は、下記の必要なものに加えて高齢受給者証もご持参ください。

いずれの手続きにおいても、個人番号がわかるもの及び本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート等)をお持ちください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	●住民異動届
	職場の健康保険をやめたとき	●職場の健康保険をやめた証明書(社会保険資格喪失証明書など)
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	●被扶養者でなくなった日付のわかる証明書
やめるとき	子どもが生まれたとき	●母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	●保護廃止決定通知書
	外国籍の人が加入するとき	●在留カード
その他	他の市区町村に転出するとき	●保険証 ●住民異動届
	職場の健康保険に加入したとき	●国民健康保険の保険証 ●加入した職場の健康保険の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	●国民健康保険の被保険者が死亡したとき
その他	国民健康保険の被保険者が死亡したとき	●保険証 ●会葬礼状などの喪主の氏名がわかるもの
	生活保護を受けるようになったとき	●保険証 ●保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめるとき	●保険証 ●出国する日付がわかるもの(出国する場合のみ)
その他	市内で住所が変わったとき	●保険証 ●住民異動届
	世帯主や氏名が変わったとき	●保険証 ●在学証明書または学生証
	世帯が分かれたり、いっしょになるとき	●本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート等)
その他	就学のため、別に住所を定めるとき	
	保険証をなくしたとき	

※国民健康保険の加入者が75歳になった場合は、後期高齢者医療制度の加入者に自動的に移行するので、特に手続きの必要はありません。

国民健康保険への加入は法律で定められています。

職場の健康保険等に加入している人、後期高齢者医療制度に該当している人、生活保護を受けている人を除いて、大和郡山市に住んでいる人はすべて国民健康保険の加入者になります。

国民健康保険に加入した場合

- ・他の市町村から転入した場合
- ・他の健康保険をやめた場合 など

保険税は

加入した月から月割りで計算

※届出が遅れた場合も、加入すべき月(退職日の翌日、転入日等)まで遡って加入していただき、保険税を納めなければなりません。

国民健康保険をやめた場合

- ・他の市町村へ転出する場合
- ・他の健康保険へ加入した場合 など

保険税は

やめた月の前月までの分を月割りで計算

※国民健康保険は届出がない限り、自動的に切り替わりません。また、国民健康保険の資格を喪失した後に保険証を使って医療機関を受診すると、市が負担した治療費を返していただくこととなります。

加入の届け出が おけると…

保険証がないため医療費を全額自己負担しなければなりません。

届け出が遅れた場合、加入すべき月(退職日の翌日、転入日等)までさかのぼって保険税を納めなければなりません。

保険税の納付義務は、届け出をした日ではなく、あくまでも異動した日に発生します。

やめる届け出が おけると…

国民健康保険の資格がなくなっているにもかかわらず、保険証を使って医療機関を受診してしまうと、国民健康保険で負担した医療費を返していただくこととなります。

やめる手続きが遅れた場合、いつまでも国民健康保険加入者として登録されるため保険税がかかります。

特に、職場の社会保険に加入した場合、職場から市役所には連絡がきませんので必ず届け出が必要です。自動的に切り替わりません。

任意継続制度を ご存じですか？

職場の健康保険に2ヶ月(共済組合は1年)以上加入していた人が退職した場合、退職日から20日以内に健康保険協会・健保組合などへ手続きしていただくと、最長で2年間、今までの社会保険に残ることができます。



市外に転出した 学生の方は…

国民健康保険に加入している人が、大学・高校等に就学するために市外へ転出した場合でも、引き続き大和郡山市の保険証を発行する特例があります。在学証明証、学生証など就学を証明するものと、印鑑持参のうえ手続きをしてください。

また、卒業したり、就職した場合は、卒業証書または、職場の健康保険証を持参のうえ、やめる手続きをしてください。

保険証の有効期限について

大和郡山市では市民の利便性向上のため、令和5年8月から保険証と高齢受給者証を一体化する予定です。一体化に伴い、令和4年度の保険証の有効期限は**令和5年7月31日まで**となります。(※一部のを除く)

令和5年度以降からは、毎年保険証の更新が4月ではなく8月に変更となりますのでご注意ください。

※以下の条件に該当する人は有効期限が「令和5年7月31日」ではない場合があります。

- ・令和5年7月31日までに75歳になる人(有効期限は75歳到達の前日)
- ・国民健康保険税を分割納付している人

◎高齢受給者証とは

70歳から74歳までの人に交付されているもので、一部負担金割合を記載したのものになります。医療機関を受診する際には、「保険証」と「高齢受給者証」の2つを提示する必要があります。令和5年度からはこれらを「保険証兼高齢受給者証」へ一体化するため、2つの証の管理が不要になります。

マイナンバーカードの保険証利用について

令和3年3月からマイナンバーカードの保険証利用がはじまりました。

(ただし、保険証として利用するためにはマイナポータルにて事前登録が必要です)

全国での順次導入に先立ち、よくある質問をご紹介します。



Q 今までのような健康保険証での受診はできなくなるの？

従来どおり、健康保険証で受診できます。マイナンバーカードの有無に限らず国民健康保険に加入されているすべての人に健康保険証を送付しています。(保険税の未納のある人で更新が必要な人を除く)

受診の際に、保険証を提示する代わりに登録済みのマイナンバーカードでも受診が可能になるというものです。

Q すべての医療機関・薬局で使えるの？

令和3年3月からの開始ではありますが、対応している医療機関・薬局のみでしかマイナンバーカードでの受診はできません。対応していない医療機関・薬局の場合は従来どおりの保険証の提示での受診となります。

なお、マイナンバーカードの保険証利用に対応する医療機関では、対応していることが分かるようにポスターやステッカーを掲示していただくことになっています。また厚生労働省のホームページにも掲載されるとのことです。(令和5年3月末までに概ね全ての医療機関等での導入を目指しているとのこと)

Q 国民健康保険の加入・喪失手続きは不要になるの？

保険者が変わる場合(就職・退職、転入・転出など)はこれまでどおり保険者への異動届等の手続きが必要です。マイナンバーカードの保険証利用について登録の有無に限らず、異動があった際は速やかに手続きをお願いします。

Q マイナンバーカードの保険証利用の登録はどこでできるの？

被保険者が自身でお持ちのスマートフォン(※マイナンバーカードを読み取れる対応機種のみ)やパソコン(カードリーダーが別途必要)で登録することになります。保険証利用の登録を希望される人はマイナポータルなどのサイトを参考ください。